

岩手県告示第744号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により、二級河川大川水系に係る河川整備計画を別紙のとおり定めた。

なお、「別紙」は、省略し、岩手県県土整備部河川課及び県南広域振興局土木部千厩土木センター並びに一関市役所に備えておいて縦覧に供する。

平成28年9月20日

岩手県知事 達 増 拓 也